公民館等の電力購入に関する仕様書

1　対象施設概要

対象施設及び使用場所については、別紙「電力購入施設一覧」のとおりとする。

2　仕様

供給電気方式等は次のとおりとする。

(1) 供給電気方式　　：交流３相３線式
(2) 供給電圧（標準電圧 ）：6,000 ボルト
(3) 計量電圧（標準電圧 ）：6,000 ボルト
(4) 標準周波数　　：50ヘルツ
(5) 蓄熱式負荷設備の有無：無

3　予定契約電力及び予定使用電力量等

(1) 予定契約電力

別紙「電力購入施設一覧」のとおり。クリーンセンターの契約電力については 1,250kWとし、その他施設の各月の契約電力は、その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(2) 予定使用電力量

別紙「電力購入施設一覧」のとおり。ただし、予定使用電力量は、令和７年度の推計値または直近１年間の実績値を元に算出したものであり、これを保証するものではなく、施設の利用状況や気象条件等によって増減する場合がある。

4　使用期間

令和９年４月１日（０時00分）から令和10年３月31日（24時00分）までとする。

5　需給地点

番号は別紙「電力購入施設一覧」による。

(1) 番号６を除く９施設

需要場所の構内引込第１柱に施設した区分開閉器の電源側接続点

(2) 番号６（遺跡の学び館）

需要場所の構内に施設した区分開閉器の電源側接続点

6　電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

7　保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

8　使用電力料金の見積り及び積算方法

(1) 使用電力料金見積書及び算出基礎となる内訳書を任意の様式により提出すること。

(2) 使用電力料金は、施設ごとの基本料金単価及び電力量料金単価を別紙「電力購入施設一覧」に示した予定契約電力及び予定使用電力量に乗じた額とする。

(3) (2)の単価及び使用電力料金の消費税率は10％で計算することとする。

(4) 力率は概ね100％とする。ただし、使用電力のない月は85％とする。

(5) 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(6) 使用電力料金のほかに別途費用が必要となる場合には、当該経費も記載すること。

(7) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア　契約電力の単位は１kWとし、その端数は小数第１位で四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は１ kWhとし、その端数は小数第１位で四捨五入する。

ウ　力率の単位は１％とし、その端数は小数第１位で四捨五入する。

エ　料金その他計算における合計金額の単位は１円とし、施設ごとの合計額の端数は小数点以下を切り捨てる。

オ　消費税及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

9　季節区分及び時間帯区分

(1) 夏季

毎年７月１日から９月30日までの期間

(2) その他季

「(1) 夏季」以外の期間

(3) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号)」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月29日、５月３日、５月４日、５月５日、５月６日、12月29日、12月30日及び12月31日。

(4) 平日

「(3) 休日」以外の日

(5) ピーク

「(1) 夏季」の毎日午後１時から午後４時までの時間。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号)」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月29日、５月３日、５月４日、５月５日、５月６日、12月29日、12月30日及び12月31日の該当する時間帯は除く。

(6) 昼間

毎日午前８時から午後10時までの時間。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号)」に規定する休日、１月２日、１月３日、４月29日、５月３日、５月４日、５月５日、５月６日、12月29日、12月30日及び12月31日の該当する時間帯は除く。

(7) 夜間

「(5) ピーク」及び「(6) 昼間」以外の時間

10　電力量の検針

(1) 電力量の検針方法は、受注者の提案による。ただし、検針日は毎月１回とすること。

(2) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、盛岡市管内の旧一般電気事業者と調整すること。

11　請求方法

(1) 料金の請求は、施設ごとに行うものとする。

(2) 請求の際には、請求書の他に、内訳書（契約電力、使用電力量、最大需要電力、単価、料金、力率等）を添付するものとする。

(3) 請求書の宛先は、各施設の所在地とする。

12　その他

(1) 本仕様書に定めがない事項について、関係諸法令等を遵守するほか、原則、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、その他は発注者と受注者の両者協議のうえ決定するものとする。

(2) 受注者は、機器の交換、調整、追加、仕様変更を行う際は、発注者と事前に協議し調整することとする。